

千代田区議会議員証規程

(昭和58年3月31日 議長決裁)

(議員証の発行)

第1条 議長は、議員の身分を証明するため、千代田区議会議員証(以下「議員証」という。)を発行する。

(議員証の様式)

第2条 議員証の様式は、別記のとおりとする。

(届出等)

第3条 議員は、議員証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに変更の手続を行わなければならない。

2 議員は、議員証を紛失し、又は汚損したときは、速やかに再交付を受けなければならない。

3 議員は、その身分を失ったときは、速やかに議員証を返還しなければならない。

(補則)

第4条 この規程を施行するについて必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

様式（第2条関係）

表

55mm

写 真	第	号
	千代田区議会	
	議 員 証	
	住 所	
	氏 名	
		年 月 日生
上記の者は千代田区議会議員であることを証明する。		
	年 月 日	
	千代田区議会議長	議長印

90mm

（備考）中央に千代田区紋章を印刷する。

裏

注 意 事 項		
1．本証の有効期限は 年 月 日までです。		
2．本証の記載事項に変更が生じたとき、又は本証を紛失したときは、速やかに、区議会事務局まで届け出て下さい。		
3．議員の身分を失ったときは、速やかに本証を返還して下さい。		